

佐久市老朽危険空家等除却・空家等除却跡地利活用補助金

佐久市 建設部 建築住宅課 住宅係[0267-62-3430]

補助対象工事は、交付決定後に着手するものに限ります。工事契約後・完了後のものは補助対象外です。

除却事業

☑対象空家等（全ての条件を満たす必要があります）

- 市内の1年以上使われていない空家等のうち、
①戸建住宅 ②長屋建住宅 ③特定空家等※ のいずれか
※ ③は別途条件があります。
- **市の事前調査**で、老朽危険空家等と判定されたもの

💰補助対象費用

老朽危険空家等の除却工事にかかる費用

💰補助金額

最大50万円

（補助対象経費と、補助対象建築物の延べ面積に1平方メートルあたり15,000円を乗じて得た額のいずれか少ない額の2分の1以内）

事前調査は
ネット申込可能です



利活用事業

☑対象除却跡地（全ての条件を満たす必要があります）

- 除却着手日または補助金交付申請日のいずれか早い日において
市内の1年以上使われていない空家等
- 除却後、1年以内に ①住宅 ②店舗 のいずれかの建設工事に着手する敷地

💰補助対象費用

除却跡地に建設する①住宅 ②店舗の建設工事にかかる費用

💰補助金額

最大50万円

（補助対象費用の10分の2以内）



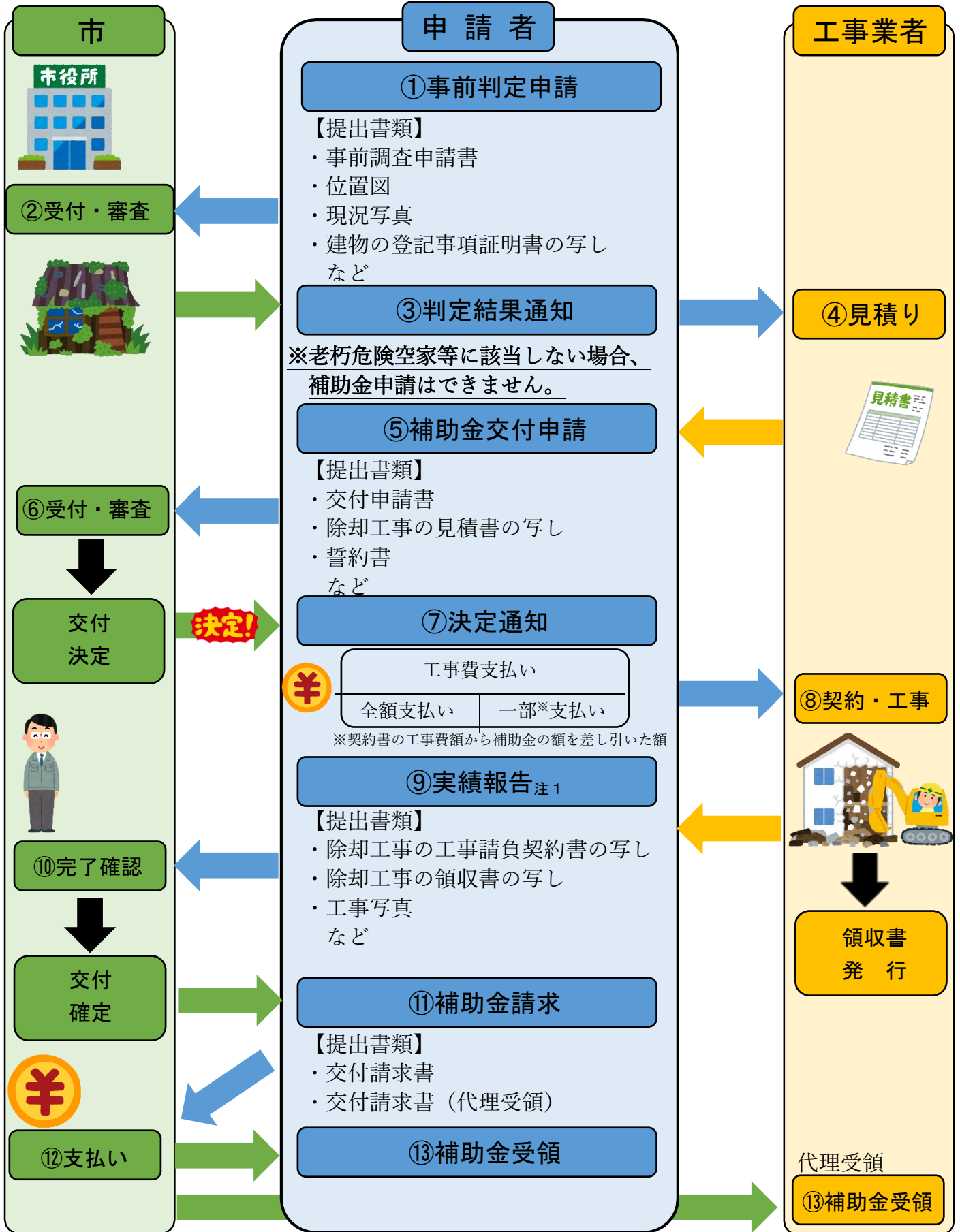
申請できる方・条件

- ① 暴力団関係者ではない個人
- ② 空家等の所有権がある人（法定相続人等を含む）
- ③ 本市の税金を滞納していない人
- ④ この要綱による補助金等の交付を受けていないこと
- ⑤ 除却後の敷地等を適切に管理できる人【除却事業】
- ⑥ 建設敷地、建物等を適切に管理できる人【利活用事業】
- ⑦ 空家等に所有権以外の権利が設定されていないこと
- ⑧ 土地の所有権がある人の同意が得られていること など

その他

代理受領制度（補助金を市から工業者に直接支払う制度）が利用可能です！

除却事業の流れ



注1 実績報告は、工事完了日から 30 日以内又は交付決定した日の属する年度の 2 月末日のいずれか早い日までに提出してください。

